

末端用水路（開水路・現場打ち水路）の劣化度判定基準

判定	A		B		C	
破損						
	- 水路が水漏れするような破損はない - 破損箇所は、補修をした		水漏れするような破損箇所が数ヶ所ある		- 斜めや横方向にひび割れがある - 細かなひびわれがあり、白や茶色いものがにじみ出している	
摩耗						
	- 保全、更新を行い、摩耗はない。 - 水路の底部で骨材が露出している - 部分的に骨材が出ている		水路壁の高さの半分程度まで骨材が露出している。		- 水路の壁や底面の骨材がボロボロとはがれる - 壁と底面との間に隙間が続いている	
沈下や傾斜						
	- 水路底に泥がたまりやすい - 通水に支障はない		水路の途中に水のたまりがある（深さ4cmまで）		- 水路の途中に水たまりがある（深さ4cm以上） - 水路の壁が傾いている、クネクネとゆがんでいる	
目地の漏水						
	- 水路の水漏れの痕跡はない - 目地補修を行い、漏水を止めた		- 水路周辺の田がいつも湿ける - 目地からの水漏れが何ヶ所もある - 目地材がまったく無くなっている、止水材がない		- 補修した箇所目地が広がってきた - 水路の抱き土が流れ出ている。	